

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

条 例

- 県立学校条例の一部を改正する条例 (教育庁高校教育課) 一
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (警察本部生活環境課) 一
- 宮城県県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 一
- 県税減免条例の一部を改正する条例 () 同 () 二
- 漁港管理条例の一部を改正する条例 (水産業基盤整備課) 二

条 例

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中

宮城県築館高等学校	栗 原 市 を
宮城県迫桜高等学校	
宮城県岩ヶ崎高等学校	
宮城県鶯沢工業高等学校	

宮城県一迫商業高等学校

宮城県築館高等学校	栗 原 市 に改める。
宮城県迫桜高等学校	
宮城県岩ヶ崎高等学校	
宮城県一迫商業高等学校	

附 則

- この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
(施行期日)
- この条例の施行の際現に宮城県鶯沢工業高等学校に在学する生徒は、この条例の施行の日において、宮城県岩ヶ崎高等学校の相当の生徒になるものとする。
(経過措置)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号及び第十三条第一号中「及び第二号」を、「第二号及び第六号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

宮城県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

○宮城県条例第五十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
附則第八条中「平成二十三年四月三十日」を「平成二十八年四月三十日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。
第六条に次の一号を加える。

十四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の

二 第一項の規定により宮城県暴力追放運動推進センターとして指定されている者が、同条第二項に規定する事業として同法第二条第二号に規定する暴力団の活動の拠点となり、又は拠点となるおそれがある施設(区画された部分を含む。)の用に供され、又は供されるおそれがある不動産を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から一年以内に当該不動産の取得価額以下の額で当該不動産を譲渡したときにおける当該不動産の取得

第九条第三項中「取得した日」の下に、「(同条第十四号に規定する不動産の取得にあつては、同号の譲渡の日)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

漁港管理条例の一部を改正する条例

漁港管理条例(平成元年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。
第十条の三中「及び前条第三項」を、「第十条の二第三項及び前条第一項」に改め、同条を第十条の四とし、第十条の二の次に次の一条を加える。
(研修室の使用許可)

第十条の三 研修室を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 第十条第一項の規定は、前項の許可について準用する。

第十一条中「並びに指定施設」を、「指定施設」に、「受けた者は」を、「受けた者並びに研修室の使用について第十条の三第一項の許可を受けた者は」に改める。

第十二条第一項中「金額」を、「ところ」に改め、「算出した」の下に「額の使用料を、第十条の三

第一項の許可を受けた者からは別表第四に定める」を加え、同条第二項中「及び第十条の二第三項」を、「第十条の二第三項又は第十条の三第一項」に改め、同条第三項中「若しくは第十条の二第三項」を、「第十条の二第三項若しくは第十条の三第一項」に改め、「指定施設」の下に「若しくは研修室」を加え、同条第四項中「全部」の下に「又は一部」を加え、「ものとする」を、「ことができる」に改める。

第十二条の二第一項中「別表第四」を、「別表第五」に、「金額」を、「ところ」に改め、「算出した」の下に「額」を加える。

第十四条第一項第一号中「第十条の三」を、「第十条の四」に改め、同項第三号中「第十条の二第六項」の下に「及び第十条の三第二項」を加え、同項第五号中「又は第十条の二第三項」を、「第十条の二第三項又は第十条の三第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条の三第一項の許可を受けないで、研修室を使用した者
第十四条第一項及び第十五条第一項中「又は第十条の二第三項」を、「第十条の二第三項又は第十条の三第一項」に改める。

第十七条中「及び指定施設」を、「指定施設及び研修室」に改める。

第十八条第一号中「駐車場」の下に「(気仙沼漁港のものに限る。第三号を除き、以下同じ。)」を加え、同条第二号中「指定施設」の下に「及び研修室」を加え、同条第三号中「及び指定施設」を「指定施設及び研修室」に改める。

第十九条の見出し中「駐車場の」を削り、同条第一項中「の使用時間は、午前零時から午後十二時まで」を、「船舶保管施設及び研修室の使用時間及び休業日は、別表第六のとおり」に改め、同項ただし書中「指定管理者」の下に「(駐車場の指定管理者に限る。)」を加え、「変更する」を、「変更し、

又は休業日を変更し、若しくは別に休業日を定める」に改め、同条第二項を削る。
 第二十一條第二項中「別表第五」を「別表第七」に改める。
 第二十二條第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同条第八号中「第十條の三」を「第十條の四」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。
 八 第十條の第三項の許可を受けないで、研修室を使用した者。
 別表第三を次のように改める。
 別表第三(第十二條關係)

種船類の		採石貨物客船 採石貨物客船 採石貨物客船 採石貨物客船 採石貨物客船					
区分	泊地 海難地 又は入港を避けるための泊地 又は入港を避けるための泊地			岸壁 積込場 又は積込場			
	係船環がない泊地			係船環がある泊地			
使用料	単位	長さ メートル に つき 月			長さ メートル に つき 月		
	価額	八二〇〇円			七〇〇円		
額		二〇、二〇〇円			九、〇〇〇円		
<small>単位の船の総トン数は、乗客の乗降又は資材その他の貨物の積込用の用に供する場合。</small>							
<small>総トン数五十トン未満の船舶</small>							
<small>総トン数五十トン以上百トン未満の船舶</small>							
<small>総トン数百トン以上の船舶</small>							

その他															
船舶施設															
レジャー用船舶施設															
船舶を保管する施設(同一)															
ヨット競技会その他これに類する催しのため使用する場合															
長さ メートル 以上 九		長さ メートル 以上 八		長さ メートル 以上 七		長さ メートル 以上 六		長さ メートル 以上 五		長さ メートル 以上 四		長さ メートル 以上 三		長さ メートル 以上 二	
満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間	
一年 につき		一年 につき		一年 につき		一年 につき		一年 につき		一年 につき		一年 につき		一年 につき	
二、三六〇〇円 に 加算した額		二、三六〇〇円 に 加算した額		二、二四〇〇円 に 加算した額		二、一八〇〇円 に 加算した額		二、一〇〇〇円 に 加算した額		九、〇〇〇円		九、〇〇〇円		七〇〇円	
満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間		満上が使用 の 一年間	
一年 につき		一年 につき		一年 につき		一年 につき		一年 につき		一年 につき		一年 につき		一年 につき	
二、三六〇〇円 に 加算した額		二、三六〇〇円 に 加算した額		二、二四〇〇円 に 加算した額		二、一八〇〇円 に 加算した額		二、一〇〇〇円 に 加算した額		九、〇〇〇円		九、〇〇〇円		七〇〇円	
八、六〇〇円		二、三六〇〇円		二、二四〇〇円		二、一八〇〇円		二、一〇〇〇円		九、〇〇〇円		九、〇〇〇円		七〇〇円	

クレーン	倉庫	使用期間	占用面積	四六〇円
		満上の場合	平方メートル	
一回につき	船の移動	一年間	平方メートル	四六〇円
		四六〇円		
		二、一〇〇円		

備考

一 利用等に係る重量若しくは長さが一トン若しくは一メートル未満であるときの当該重量若しくは長さ又は利用等に係る重量若しくは長さに一トン若しくは一メートル未満の端数があるときの当該端数は、一トン又は一メートルとして計算するものとする。

二 利用等に係る期間が一日若しくは一月未満であるときの当該期間又は利用等に係る期間に一日若しくは一月未満の端数があるときの当該端数は、一日又は一月として計算するものとする。

三 使用料の単位の欄に定める期間が一年である場合において、利用等に係る期間が翌年度にわたるときは、第十二条第三項の規定により翌年度において徴収する額は、月割をもって計算するものとする。

四 この表において「旅客船」とは、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第一条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいうものとする。

五 この表において「移動」とは、陸地から水面まで又は水面から陸地までの移動をいうものとする。

六 旅客船、貨物船又は採石若しくはしゅんせつ等の用に供する工事業用船舶が同一の日ににおいて岸壁、物揚場又は棧橋及び泊地に係る利用等を行う場合には、泊地に係る使用料は、徴収しないものとする。

別表第五を別表第七とし、別表第四を別表第五とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第六（第十九条関係）

区 分	使用時間	休業日
駐車場	午前零時から午後十二時まで	

研修室	クレーン	倉庫	船舶保管施設	ヨット専用の船	<p>一 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める月たし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他規則で定める日を除く。） 四月一日から十月三十一日までの期間、火曜日及び水曜日 十一月一日から翌年の三月三十一日までの期間、火曜日、水曜日、木曜日及び日曜日 十二月一日から翌年の一月三十一日までの日</p>
			レジャー用小型船舶の船舶保管施設	船保管施設	
午前九時から午後六時まで	午前六時から午後三時まで（四月一日から十月三十一日までの期間にあつては、午前八時から午後六時まで）	午前九時から午後五時まで（四月一日から十月三十一日までの期間にあつては、午前八時から午後六時まで）	午前六時から午後三時まで（四月一日から十月三十一日までの期間にあつては、午前五時から午後四時まで）	午前九時から午後五時まで（四月一日から十月三十一日までの期間にあつては、午前八時から午後六時まで）	

別表第三の次に次の一表を加える。
別表第四（第十二条関係）

研修室	区 分	使用料の額
午後		一、二五〇円
午前		七五〇円

備考 「全日」は午前九時から午後六時まで、「午前」は午前九時から正午まで、「午後」は午後一時から午後六時までとする。
附 則
この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。